

上野原市告示第29号

上野原市立認定こども園等乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市立認定こども園等乳児等通園支援事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第1項に規定する市立の認定こども園等で行う乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(実施基準)

第3条 事業は、法、省令及び上野原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年上野原市条例第28号）に基づき実施するものとする。

(実施施設)

第4条 事業の実施施設は、次のとおりとする。

名称	位置
上野原こども園	上野原市上野原3195番地
巖こども園	上野原市四方津940番地2
秋山保育所	上野原市秋山5745番地

(実施方法及び利用定員)

第5条 事業の実施施設ごとの実施方法及び利用定員は、次のとおりとする。

名称	実施方法	利用定員
上野原こども園	一般型	1日あたり3人
巖こども園	余裕活用型	当該施設に入園する児童の数が当該児童の各年齢の定員に満たない場合において、その満たない数の範囲内
秋山保育所	余裕活用型	当該施設に入園する児童の数が当該児童の各年齢の定員に満たない場合において、その満たない数の範囲内

(実施日及び時間)

第6条 事業の実施日は、上野原市立保育所条例施行規則（平成17年上野原市規則第65号）又は上野原市立認定こども園条例施行規則（平成26年上野原市規則第26号）に定める休所日又は休園日及び土曜日を除いた日とする。

2 事業の実施時間は、午前9時から午後4時までとする。

(対象乳幼児)

第7条 事業の対象となる乳幼児は、省令第1条の32の10第3項第2号に規定する施設に在籍していない0歳6か月から満3歳未満とする。

(利用時間)

第8条 事業の利用時間は、1時間単位とし、対象乳幼児1人につき1月10時間を上限とする。

(費用の負担)

第9条 事業を利用する乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める費用（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

(1) 利用時間1時間につき 350円

(2) 食事代1食につき(給食又はおやつを提供を受けた場合に限る。) 300円

(利用料の免除)

第10条 市長は、前条の規定により利用料を負担する保護者が事業の利用する日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるときは、前条の規定にかかわらず、利用料を免除することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。